

## 「事業の概要等」の修正について

この度、ホームページに記載されております、木質バイオマス発電所に関する「事業の概要等」の内容を修正いたしました。

なお、詳細につきましては以下のとおりです。

### ・修正日

令和4年8月29日

### ・修正箇所

「東信管内の森林組合等からの木材以外のものを使う可能性はないか？」に関する記述

### ・修正の経緯

「事業の概要等」は施設稼働当初に、開発の届出および事業者から聞き取った内容を元に作成したもので、修正前は「東信地域以外から木材やチップが誤っても搬入されることはない」という記述がありました。しかし、市と事業者で結んだ覚書は、「東信地域の各森林組合等や素材生産者が森林経営計画及び伐採届等に基づく間伐材由来や松くい虫被害材を含む未利用材のみとする」となっており、精査したところ、当初の「事業の概要等」の記述に修正が必要であることが判明したため、新しく作成した「事業の概要等」を掲載させていただきます。

### ・修正前後対照表

修正前	修正後 (令和4年8月29日以降)
<p>・東信管内の森林組合等からの木材以外のものを使う可能性はないか？</p> <p><u>再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)に基づき申請した材料供給計画による東信地域の間伐材等のみ</u>の搬入であり、安定供給が可能と県林務部の確認がされています。</p> <p><u>木材の出所は、林野庁の定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」</u>に基づき、森林の伐採段階から</p>	<p>・東信管内の森林組合等からの木材以外のものを使う可能性はないか？</p> <p><u>事業者による木材の調達</u>は、市と事業者が締結した覚書により「<u>国有林においては東信森林管理署管内、私有林等においては東信地域の各森林組合等や素材生産者が森林経営計画及び伐採届等に基づく間伐材由来や松くい虫被害材を含む未利用材</u>」としています。</p> <p><u>市は引き続き、事業者のトレーサビリティ</u></p>

<p>発電所までの各過程毎に、各林業事業体が証明書・確認書などを作成し、一連の書類を審査や検査・確認などが行われますので、木材の出所が担保されるものとなっています。よって他地域から木材やチップが誤っても搬入されることはありません。</p>	<p>システムにおいて木材の出所確認を行い、事業者による木材の調達が発書のとおり行われているかを注視してまいります。</p>
---	--